

2024年度「JCMクレジット化支援／MRV適用調査事業」 Q&A集(2024年4月22日版)

	質問事項	回答
1	「対象事業」と「提案事業」の違いは何か。	公募資料において、「JCMパートナー国において、日本の民間企業等が実施する温室効果ガス排出削減効果が見込まれる事業」を【対象事業】と定義しています。この【対象事業】を対象として、「JCM方法論を開発・適用し、対象事業の温室効果ガス排出削減量を検証し、また、JCMのルールに則り、下図のJCMのプロジェクトサイクルにともなう手続きや業務を実施すること」を【提案事業】と定義しています。つまり、提案者が独自に実施する【対象事業】がまず存在する必要があるため、本事業では、その【対象事業】をJCMプロジェクト化する一連の業務、すなわち【提案事業】をNEDO委託事業として実施していただくものです。従って、【対象事業】そのものは、NEDO委託事業には含まれませんので十分にご注意ください。
2	「対象事業」の温室効果ガス排出削減量モニタリングのための測定機器が追加で必要となる場合、「提案事業」で調達することは可能か。	モニタリングのために測定機器が追加で必要となる場合は「提案事業」の範囲として認められる可能性があります。ただし、調査委託契約約款及び調査委託費積算基準には機械装置等の費目がありませんので、外注費等での対応をご検討ください。
3	1社(事業会社or調査会社)による単独提案とし、もう1社(事業会社or調査会社)に再委託してはいけないのか。	調査委託契約約款に基づき、原則として再委託は不可です。応募要件①②の2社は基本的に共同提案者としてNEDOと直接契約する体制を検討してください。どちらか一方が共同提案者としてNEDOと直接契約できない事情や合理的な理由等がある場合、NEDOと個別にご相談ください。
4	NEDO「脱炭素化・エネルギー転換に資する我が国技術の国際実証事業」の助成を受けて実施している事業を対象事業として、本事業に応募することは可能か。	「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイドンス(改訂版)」(2024年3月25日)の表3-1「日本国政府によるJCMプロジェクトに対する資金支援事業」を活用していない場合、対象となる可能性がありますので、NEDOと個別にご相談ください。
5	公募要領P.5「本事業の実施にあたっては、原則として、対象事業をJCMプロジェクトとすることについて相手国企業等と書面による合意が形成されていることを採択の前提とします。」とあるが、どの程度の合意形成がいつまでに求められるのか。	「相手国企業等と書面による合意」はMOUやLOIのような正式なものが望ましいですが、必ずしもその形式に限定するものではありません。また、応募時の提出書類とはしていませんが、採択にあたっての一つの審査基準となりますので、選考プロセスの過程で、2024年6月上旬頃までには提案者の方々に「相手国企業等と書面による合意」の資料提出をお願いし、その合意形式及び内容を確認させていただきます。
6	対象事業の温室効果ガス排出削減量の基準はあるか。	要件として下限値は設定していません。ただし対象事業の低炭素技術・システムにより、温室効果ガス排出削減の効果が期待できること、削減量の見通しが明確であること等が審査基準に含まれておりますので、より大きい削減量が期待できることは審査上、有利となる可能性があります。
7	複数国での対象事業を想定した提案は可能か。	JCMは二国間事業であり、国が異なれば別個の事業となることから、複数国での対象事業を対象とする提案は認めておりません。
8	PIN提出手続きが正式に導入されていないJCMパートナー国では、PINを作成・提出しなくてもよいか。	「民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイドンス(改訂版)」(2024年3月25日)のQA集では、PIN提出手続きが採択されていない国についても、「JCMプロジェクトが日本国政府及びパートナー国政府により事前に認知され、将来的なクレジット配分等への不確実性の低減や民間JCMプロジェクトの実施に対する予見可能性の向上のため、基本的にPINの作成をお願いしています。作成したPINはJCM事務局で確認した後、日本政府で確認し、案件の熟度等に応じてパートナー国政府にも共有します。」と記載されていますので、PINの作成は行っていただきます。
9	JCM方法論の作成にあたって遵守すべきルールはあるか。	JCMウェブサイト(https://www.jcm.go.jp/)にて各パートナー国とのRules & Guidelines等が掲載されていますので、そちらをご参照の上、JCM方法論を作成ください。